

宇城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託公募型プロポーザル方式実施要項

I 事業の目的と業務の概要

1 事業の目的

本委託は、宇城市において老人福祉法第20条の8第1項に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に基づく市町村介護保険事業計画を策定するにあたり、その基礎資料とするために国が実施を求めている介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等を、本市の高齢者の実態を把握した中で、高齢者の状態像をもとにニーズや必要となるサービスをよりの確に分析できる手法を提案し、本市や各圏域の特色や独自性を反映した施策展開に繋げていくための課題や方向性に対する提案を求め、その内容、能力及び情報収集力を総合的に評価し、最も適切かつ円滑に実施できる者を選定することを目的とする。

2 業務委託の概要

(1) 委託名

宇城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託

(2) 提案内容等

別紙「宇城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日まで

(4) 提案上限額

8,886千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

この金額は、本業務を遂行する上での提案価格の上限（業務の最大規模）を示すものであり、予定価格や契約金額とするものではないことに留意すること。

提案上限額について、提案内容に関わらず上限を超える提案は、無効とする。

3 プロポーザル実施スケジュール

項 目	期 日	提出資料
公告日	令和7年8月22日（金）	
実施要項・仕様書等に関する質問受付	令和7年8月26日（火）から 令和7年9月1日（月）まで	別紙1
質問に関する回答	令和7年9月4日（木）	
プロポーザル参加申込書提出期限	令和7年9月8日（月）	様式第1号、別紙2
参加資格審査（一次審査）	令和7年9月9日（火）予定	
参加資格結果通知・提案書依頼	令和7年9月10日（水）予定	様式第2号、3号

提案書の提出期限	令和7年9月24日（水）予定	様式第4号
プレゼンテーション（二次審査）	令和7年9月30日（火）予定	
評価委員会による審査	令和7年9月30日（火）予定	
受託候補者の決定	令和7年10月17日（金）予定	
結果通知書	令和7年10月17日（金）予定	様式第6号、7号
契約内容に関する協議	令和7年10月中旬	
業務委託契約の締結（予定）	令和7年10月下旬	

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 担当窓口及び事務局

宇城市福祉部 高齢介護課 高齢者支援係（担当：岡村）

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL：0964-32-1406（直通） FAX：0964-27-4124

E-mail：koreikaigoka@city.uki.lg.jp

Ⅱ 資格要件等について

1 プロポーザル参加の要件

参加できる者は、業務委託を効率的かつ効果的に実施でき、次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (4) 過去5年間に於いて、地方公共団体で同種業務（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務をいう。）の実績があること。
- (5) 国税及び都道府県税、市税において未納がないこと。
- (6) 本業務についての守秘義務を遵守できること。

Ⅲ 提出書類について

1 質問書類について

(1) 提出書類

ア 別紙1 質問書

イ 添付書類（必要に応じて）

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和7年8月26日（火）から令和7年9月1日（月）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

提出は、担当窓口及び事務局とし、方法は郵送、持参、FAX及び電子メールとする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

(5) 回答方法 ホームページで回答する。

2 提案参加申込書類について

(1) 提出書類

ア 様式1 公募型プロポーザル参加申出書

イ 別紙2 会社概要書

ウ 業務実績（任意様式）

※業務実績は、業務に当たり配置予定の技術者の経歴及び過去10年間で担当した同種業務の実績及び件数を明示するものとする。

エ 国税及び事業所の住所地の地方税等の滞納がない証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）

オ 見積書（任意様式）

(2) 提出部数 各1部（契約権限受任者印を押印する。）

(3) 提出期限 令和7年9月8日（月）午後5時まで

(4) 提出先及び方法

提出は、担当窓口及び事務局までとし、方法は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、簡易書留郵便で期限内必着とする。

3 プレゼンテーション提案書類について

(1) 提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、また仕様書及び関係法令に適合するように作成すること。

ア 提案事項

課題事項
(ア) 国・県の動向や指針を踏まえた第10期介護保健事業計画の基本的な考え方
(イ) 本市の高齢者の実態を踏まえた課題
(ウ) 調査票等の作成
a 次期計画策定に向けた調査の方向性
b ニーズを分析するために必要な、国が示す調査項目に追加する調査項目の提案
(エ) 調査結果の集計・分析
a 調査結果から本市の施策、事業展開に有益となる集計・分析手法に関する提案
b データ分析から次期計画策定に向けての方向性や政策提案に関する基本的な考え方
(オ) 業務スケジュール及び業務遂行方法
(カ) 業務内容への独自提案

(2) 提案書の規格

ア 提出する書類の規格はA4縦版とし、片綴じ、両面印刷とする。

イ 提案は、PRしたいポイントや記載内容の理由、提案趣旨を明確に示し、本業務に対する提案等で10ページ以内（A4版両面5枚以内、10.5ポイント以上、字数6,000字程度を限度）としページ番号を付すこと。必要に応じてA3版を使用する場合は、2ページ扱いとする。なお、表紙はページに含まない。

ウ 審査過程において、提案内容を客観的かつ公平に審査するため、提案書の原本の表紙のみに法人名を記載し、原本の表紙以外には法人名を記載しないようにする。

(3) 提出部数 原本1部とし併せて電子メール又は電子媒体で提出すること。

(4) 提出期限 令和7年9月24日（水）午後5時まで

(5) 提案書の提出方法

提出は、担当窓口及び事務局までとし、方法は持参又は郵送とする。持参の場合は、土・日・祝日を除き、午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着とすること。

(6) その他

ア 提案書以外の書類は受理しない。

イ 提案は、1参加者につき1案のみとする。

ウ 提出期限に遅れた場合は失格とする。

エ この要項に定める以外の方法により審査員等の関係者に直接又は間接を問わず、連絡を求めた場合は失格とする。

オ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合は失格とする。

2 参加の辞退について

参加者、提案書の提出期限までに、本業務の提案への参加を辞退することができる。辞退する場合は、その理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで提出すること。

IV 審査について

1 審査方法

提出された提案書の内容等を確認し、次の項目を満たすものについて審査を行う。

審査は宇城市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等業務委託プロポーザル評価委員会が行い、受託候補者を選定する。

なお、記載（提案）されていない項目及び事項については評価しないものとする。

(1) 提案書が提出されていること。

(2) 資格要件に該当すること。

(3) 見積額（消費税及び地方消費税の額を含む。）が、提案上限額以下の金額であること。

2 審査

評価委員は、提案参加申込書類での参加資格審査及びプレゼンテーションによる本審査を行う。各評価委員の合計点数（基準点以上）により受託候補者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を受託候補者として選定する。なお、評価点が同点で、

提案金額が同額である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の評価で最高点の者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーションの具体的内容

ア 提案書の内容に関する補足説明

イ 提案書及びプレゼンテーションに対する評価委員会のヒアリング

ウ 開催日時・場所等については、別に決定し通知する。

エ 所要時間

プレゼンテーションとヒアリングを含めて30分【概ねの時間配分】

・プレゼンテーション（補足説明）20分程度

・ヒアリング10分程度

オ 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングに出席する提案者は2名までとする。

カ OA機器の使用について

プレゼンテーション時にOA機器を使用する場合は、あらかじめ申出を行うこととする。
ただし、事務局で準備できるものはスクリーンとする。パソコン及びプロジェクターについては、各自準備し持参することとする。

3 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- (2) 参加資格を有しない者が提出したとき。
- (3) 提出した書類等に虚偽の記載があるとき。
- (4) 他の提案者と提案の内容、又はその意思について相談を行ったとき。
- (5) 評価の公平性に影響を与える行為があったとき。
- (6) その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

4 審査結果について

(1) 審査結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後、参加者全てに対して次のとおり通知する。

ア 受託候補者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

イ 受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。

ウ 審査結果については、ホームページ等での公表を行う。

エ 選定・不選定の理由等の説明については、上記の通知にあわせて自社以外の法人名等を伏せた各受託候補者の総合点数の一覧表を送付することでこれに代えるものとし、それ以外の説明については行わない。

オ 受託候補者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、IV-3に定める失格事項に該当することが判明した場合、又はその他の理由において契約ができない場合は当

該審査結果を取り消すこととする。

また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A 4 版様式任意）を、事務局まで持参すること。

V 契約について

1 契約の手続について

- (1) 委託者と受託候補者は、業務仕様書内容について協議し、その内容が決定しだい速やかに契約を締結する。
- (2) 契約手続きは、宇城市契約事務取扱規則（平成 17 年宇城市規則第 46 号）の定めるところによる。

2 契約方法について

本業務実施に当たっての契約は、随意契約とする。

3 契約の保証について

受託候補者は、契約締結時までに、宇城市契約事務取扱規則第 22 条により契約保証金を納めなければならない。

VI その他の注意事項

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された提案書等は、返還しない。
- (2) 市は、提出された提案書について、選定及び選定結果以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

ただし、市が必要と認める場合には、無償で利用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成 17 年宇城市条例第 10 号）に基づき、開示等を行う。

2 提出書類の作成及び提出に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、市は負担しないものとする。

3 プロポーザル方式による選定の変更及び中止について

- (1) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可効力により、市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (2) 本提案の過程において前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負

わないものとする。

4 その他

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。
ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者は、業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、委託業務終了後も同様とする。

別紙 1

令和 年 月 日

宇城市長 末 松 直 洋 様

提案者
住所
商号(名称)
代表者氏名

質 問 書

本提案について、次のとおり質問します。

件名	
----	--

質問 番号	課題項目	質問内容

1. 件名は、本提案において記載されている名称を記入してください(委託の名称)。
2. 質問事項ごとに番号を付けてください。
なお、1枚で収まらない場合は、本様式を複写して質問番号を連番で作成してください。
3. 質問する内容が記載されている書類等のページ番号、条項番号等を記載してください。
(例:「仕様書P.3 Ⅱ－1－(4)」等)
4. 質問が無い場合は、質問書を送付する必要はありません。

会 社 概 要 書

商号又は名称：

会 社 名	
代 表 者 役 職 ・ 氏 名	
住 所	
設 立 年 月 日	
資 本 金	
従 業 員 数	
事 業 内 容	
連 絡 担 当 者 名	
所 属	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
メ ー ル ア ド レ ス	

様式第 1 号(第 9 条関係)

年 月 日

宇城市長 末松 直洋 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

公募型プロポーザル参加申出書

下記の業務に係る提案資格について確認されたく、所定の書類を添えて参加を申し出ます。

なお、参加資格要件を満たしていること並びにこの申出書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

業務名

様式第 2 号(第 11 条関係)

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書

年 月 日付け公募型プロポーザル参加申出書により申請がありました提案資格について、下記のとおり確認しましたので通知します。

記

業務名

結果：提案資格を認めます。

結果：提案資格を認めません。

理由：

様式第 3 号(第 13 条関係)

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

プロポーザル参加要請書

下記の業務について、提出意思確認書及び提案書等を提出して下さい。

記

業務名

提出書類

- 1 提出意思確認書(提出期限： 年 月 日)
- 2 提案書(提出期限： 年 月 日)

様式第 4 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

宇城市長 末松 直洋 様

住所

商号又は名称

代表者名

印

提案書

下記の業務について、別添のとおり提案書を提出します。

記

業務名

様式第 6 号（第 1 5 条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

結果通知書

下記の業務について、受託候補者として特定されましたので、通知します。

記

業務名

様式第7号（第15条関係）

年 月 日

商号又は名称

代表者名 様

宇城市長 末松 直洋 印

結果通知書

下記の業務について、受託候補者として特定されませんでしたので、通知します。

記

業務名

理由